

組織の使命	多様な主体との連携・協働のもとに、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生をめざす。			
目標項目	目標設定の理由	目標値 (いつまで・どこまで達成するのか)	25年度目標値	目標達成にむけての 実施方策・スケジュール
生物多様性の保全・再生の仕組みの構築	これまで既存計画を生物多様性地域戦略と位置づけていたが、諸情勢に対応するため、新たに地域戦略を策定し、本県における生物多様性の保全・再生の基本指針に位置づけていく。併せて生物多様性に関する全国組織等にも参加し、情報収集や普及啓発、機運の醸成につなげる必要がある。	○生物多様性を基本とした施策推進のための仕組みづくり	○「生物多様性地域戦略」における戦略目標の設定  ○住民参加による戦略策定および生物多様性の主流化のためワークショップを開催 対象6主体  ○生物多様性に関する取り組みへの参画 ・「国連生物多様性10年日本委員会生物多様性地域セミナー」の開催 ・「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」に立ち上げ発起人として参画 ・「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」に参画	○「生物多様性地域戦略」を策定（H25～26年度） ・現在の取り組み評価、主要課題の洗い出し、目標の設定（H25年度） ・戦略策定、行動計画策定（H26年度）
	生物多様性の保全・再生にあたっては、行政による施策推進だけではなく、多様な主体の参加と連携が必要である。	○多様な主体の参加による生物多様性の保全・再生の仕組みづくり	○ボランティア、地域団体等の参加による取り組み 実施回数 15回  ○企業との連携による取り組み ・滋賀経済同友会との共催により「生物多様性表彰制度」を実施 ・生物多様性保全に関する活動のネットワーク化	○外来生物駆除（5回） ○伊吹山自然再生協議会主催の取り組み（2回） ○ネイチャーサポート事業活動団体への支援（8回）  ○表彰制度 募集（H25年8月） 表彰式（H26年1月） ○表彰式の開催に合わせてワークショップ等を開催し、活動主体の交流の機会を提供
	ニホンジカの被害等により自然生態系に影響が及んでおり、これらの維持・回復を図るための担い手である狩猟者が減少・高齢化していることから、その育成・確保が急務である。	○有害鳥獣捕獲の担い手の育成・確保	○「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」の開催 参加者数 150人	○若者や女性を狩猟に呼びこむため、女性ハンター、女性ジビエ関係者等の活動を広く紹介
生物多様性の保全・再生の取り組み推進	オオパナミズキンバイなど急速に生息域を拡大する外来生物が見られ、その生態系への影響が深刻化していることから、緊急かつ戦略的な防除対策が必要である。	○外来生物の防除対策の推進	外来生物の防除、普及啓発・指導 ○外来水草駆除面積 22,000㎡ ○外来生物を扱う販売店（ペットショップ等）への説明 10店舗 ○一般県民への普及啓発 4回	○エイリアン・パスター事業、エイリアン・ウオッチャー事業による駆除  ○販売店への訪問指導  ○広報チラシ、ホームページ等により啓発
	本県のランドマークである伊吹山の希少な植物がオーバーユースやニホンジカによる被害などにより影響を受けており、保全のためのルールづくりや多様な主体の参加による保全・再生の取り組みが必要である。	○伊吹山の自然再生の取り組み推進	お花畑の維持・復元 ○利用ルールの設定  ○伊吹山自然再生協議会において受益者負担制度の検討を行い結果をとりまとめ ○植物案内者のレベルアップ	○猛禽類観察者の利用区域、禁止区域設定のワーキング会議の開催 ○東遊歩道の利用者実態調査および利用区域設定のワーキング会議の開催 ○受益者負担制度ワーキング会議の開催 ○植物案内者等を対象にした研修会の開催
	湖西や湖北地域に存在するトチノキなどの巨樹・巨木は、その希少性や人山村文化の象徴として貴重であり、地域での保全活動への支援と恒久的な保全の仕組みづくりが急務である。	○巨樹・巨木の森の保全・整備の推進	○トチノキの保全活動への支援 保全協定締結数 100本  ○協定期間終了後の保全の仕組みの構築	○地域における保全団体の育成  ○保全団体、所有者、関係機関等による協議 ○自然環境保全条例改正等の検討 ○関係者による合意形成